母子家庭等自立支援教育訓練給付事業受講対象講座指定通知書

記号及び番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

能代市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで提出のあった母子家庭等自立支援教育訓練給付事業受講対象講座指定申請書に基づき審査した結果、次のとおり指定することとしたので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年  　　月　　日  (　　　歳) |
| 氏名 |  |
| 住所 | (〒　　　　-　　　　　) | | 電話 |
| 教育訓練施設名 |  | | |
| 教育訓練講座名 |  | | |
| 教育訓練の期間 | 受講開始日　　　　　　　年　　　月　　　日  受講修了日　　　　　　　年　　　月　　　日 | | |
| 所要費用(予定) | 入学料　　　　　　　　円　授業料　　　　　　　　円  合計額　　　　　　　　円 | | |

（注意）

１　支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び授業料

（希望により行われる訓練、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。

以下同じ。）です。

２　支給の対象となるのは、入学料及び授業料の合計額の６割相当額です。

　　ただし、雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は２０万円です。

　　雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に４０万円を乗じた額ですが、限度額は１６０万円です。

　　雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

　　いずれの場合も１２,０００円を超えないときは、支給しません。

３　所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設により証明された金額に基づき支給額を算定します。

４　受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の中途でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。

５　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から３０日以内に、改めて「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類を添付して支給申請手続を行ってください。